

平成30年度認可保育所等利用申し込み案内

平成30年4月から平成31年3月までの間に利用を希望される方は、下記の受付期間内に利用申込書等を提出してください。現在利用中の方や平成29年度の利用申し込みをして待機中の方も、再度申し込みが必要です。

また、育児休業明け等で、平成30年度の途中（5月以降）から利用を希望される方も必ず申し込みをしてください。（出産予定・転入予定でも申し込みできます。）
在園児については保育所から申込書を配布しますので、保育所に提出してください。

書類は、役場町民課又は町内の保育所に準備しております。ホームページにも同じものを掲載しておりますのでご覧ください。

★受付期間・・・平成29年11月13日(月)から平成29年12月15日(金)まで
（土日祝日は除く）

※その後も随時受付は行っておりますが、上記期間中に申し込まれた方から優先して決定します。（一斉受付終了後に申し込みをされる場合は、希望される月の前々月末日までに申し込みをされてください。例：6月利用希望の場合4月末日までに申し込み）

★受付場所・・・役場1階 町民課福祉係窓口

★利用基準・・・嘉島町にお住まいでお子さんの保護者が次のいずれかに該当するため保育ができない家庭

- ① 就労（家庭外労働、家庭内労働（内職も含む））「就労時間：月48時間以上」
- ② 就学（職業訓練校等における就業訓練を含む）
- ③ 病気やケガをしたり、精神若しくは身体に障がいがある場合
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護にあたっている場合
- ⑤ 妊娠・出産
- ⑥ 火災・風水害・地震等の災害のためその復旧にあたっている場合
- ⑦ 求職活動を行っている場合（起業準備を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑩ その他、上記に類する状態にあると町長が認める場合

※求職活動中でもお申し込みいただけますが、その場合は、保育の利用開始日から3ヶ月以内に就労を開始する必要があります。

※当該子ども及びその兄弟姉妹に保育料の滞納がある場合、利用が難しくなる場合があります。

1. 保育園を利用される前に知っていただきたいこと

(1) 申し込み希望園について

H29年度の当初申し込みは、嘉島町の認可保育所3園の合計定員390名に対して、432名の申し込みがあり、大変利用が難しい状態になっております。



利用を希望する施設の第1希望から第4希望欄は、記入された園のみでの申し込み（利用調整）とさせて頂く為、記入のない園での申し込みはなされなかったとみなしますのでご注意ください。

(2) 利用するには下記の表の2号・3号認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される場合	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

(3) 園の利用時間は父母の就労等の状況によって決まります。

園の開所時間：7時～19時

標準時間認定利用時間（11時間）				延長保育
延長保育	短時間認定利用時間（8時間）			延長保育
7時	8時30分	16時30分	18時	19時

※月48時間未満の就労時間については、保育を必要とする事由に該当しません。

※求職中、育児休業中の方については短時間となります。

(4) 保育の必要な事由や勤務時間の変更があったときは変更申請が必要です。

利用決定後、保育の必要量や事由によって保育所を利用できる期間や時間が変わった際は、必ず町に変更申請書や必要書類を提出していただきます。

育児休業や就労時間の大幅な変更があった場合等、内容によっては保育所の利用時間や保育料が変更となる可能性がありますので、お早めに町民課福祉係にお知らせください。

(5) 町内認可保育所概要は下記のとおりです。(平成29年11月1日現在)

保育所名	所在地	電話番号	定員	0歳 受入月齢	保育時間 (延長保 育含む)	その他
幼光保育園	鯉 1177-4	237- 0601	120人	3カ月～	7:00～ 19:00	一時保育 あり
嘉島保育園	上島 925-1	237- 1016	180人	6カ月～	7:00～ 19:00	
東部幼光 保育園	下六嘉 1759	360- 6103	90人	3カ月～	7:00～ 19:00	
(仮)小規模 保育所	上島 (元 JA 大島給油 所近く)	—	19人	約2カ月 ～ 2歳児	7:00～ 19:00	平成30 年7月 開所予定

定員を超える申し込みがあった場合は、選考基準に基づき、保育の必要度が高い順に利用を決定します。

(6) 地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)を利用の方も申し込みが必要です。

地域型保育事業とは、施設(原則20人以上)より少人数の単位で保育する事業をいいます。

0～2歳の子どもを預かる事業ですので、2歳児(満3歳に達する日以降の最初の3月31日)までの保育となり、年度末には必ず卒園しなければなりません。ただし、卒園後の3歳児からは連携施設等に優先的に利用できるように調整します。

規定で一般的な保育所は、0歳児3人を1人の保育士で保育しますが、小規模保育の事業所では、0歳児3人を2人の保育士で保育しますので、比較的きめ細かな保育を行うことができます。

(7) 町外保育所(地域型保育事業所も含む)を希望される場合は事前の確認が必要です。

嘉島町にお住まいの方は、町外の認可保育所等を希望される場合でも、嘉島町での手続きが必要です。利用要件や保育料なども嘉島町の基準に従います。ただし、希望保育所等のある市町村の住民が優先されるので、空きがあっても利用できない場合や、利用申込要件・継続利用要件が町内保育所とは異なる等の制限があります。

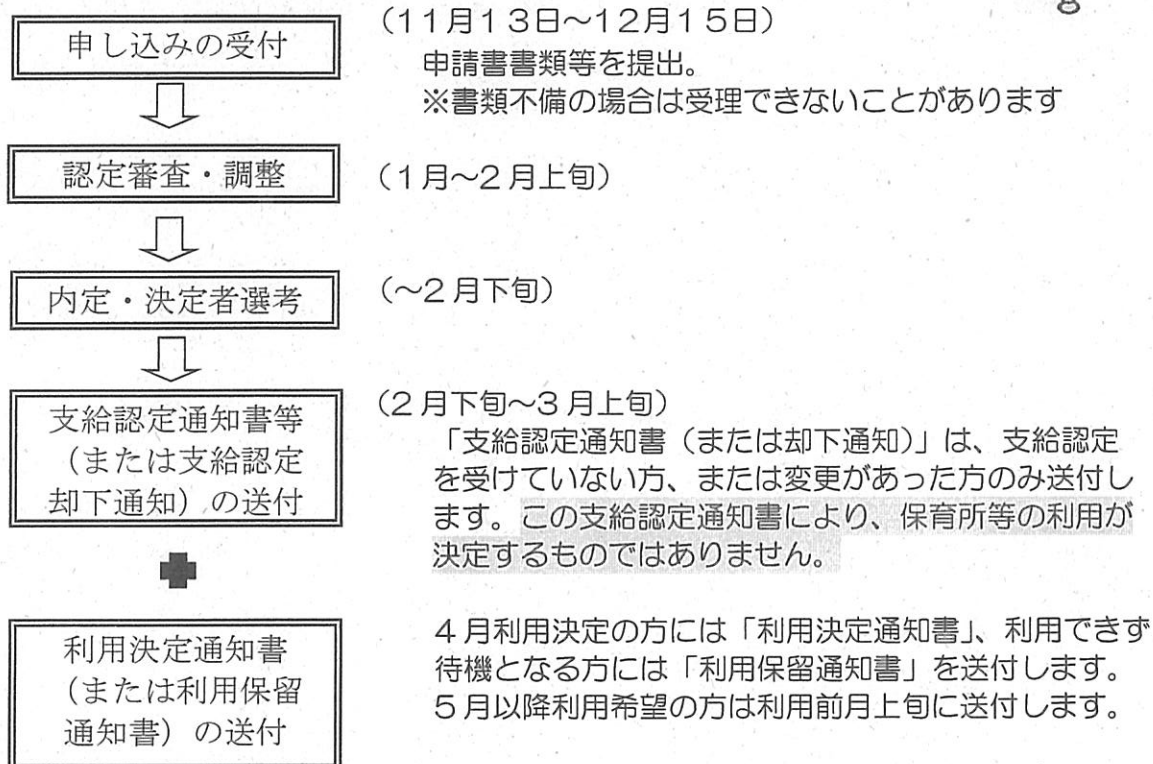
【保護者の方にしていただくこと】

- ①希望する保育所等及びその保育所等がある市町村に保護者から直接利用の可否を確認してください。
- ②利用が可能な場合、利用申し込みの書類についてご説明しますので、嘉島町役場にご連絡をお願いします。
- ③利用申し込みの書類を嘉島町役場にご提出ください。

- (8) 利用については1ヶ月単位での利用をお願いしております。
 利用期間は、ならし期間も含めてご記入ください。
 原則、月途中入所は受け付けません。
 欠席などで利用日数が少ない場合や途中退所になられても
1ヶ月分の保育料が必要となります。

2. 利用決定までの流れ、利用申し込み結果について

(1) 利用決定までのスケジュールについて (予定)



※例年面接を行っていましたが、今年から面接を廃止しております。
 ただし、保育所利用に関する相談(世帯員の変更やお子さんに関すること等)につつま
 しては、随時受け付けておりますのでご連絡ください。



(2) 支給認定結果について (1号、2号、3号の認定)

- ・保育が必要と認められた場合は、「支給認定通知書(または支給認定証)」を、認
 められなかった場合は、「支給認定申請却下通知書」を送付します。この支給認定
 通知書がないと、保育所等を利用することができません。なお、この結果につま
 ましては、申請の受付後30日以内に行うこととされておりますが、平成30年
 度4月の利用に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することから、

審査結果は3月に通知する予定ですので、あらかじめご了承ください。

- ・支給認定通知書等は支給認定を初めて受ける方、または変更事項等がある方のみ送付させていただきます。

また、平成30年3月以降に受け付けた申請につきましては、30日以内に結果を通知いたします。

- ・転入予定者については、転入手続き終了後の通知となります。
- ・支給認定通知書等をもって、保育所等の利用が決定するものではありません。

(3) 施設利用の選考及び結果について（利用の決定）

- ・ご提出いただいた申込書類に基づき、利用基準の審査を行い、利用者を決定いたします。ただし、利用希望者が定員を超える場合には、選考の基準点数表を基に点数化し点数の高い順から選考いたします。点数表は、窓口とホームページに同じものを準備しておりますのでご覧ください。

申し込み状況によっては利用を保留させていただきますのでご了承ください。

- ・利用者の決定時期に関しては、下記の図のとおりになります。
利用が保留になった方は次月以降の利用選考の対象として、平成30年度中は調整を続けます。その結果、利用が決定した場合は連絡させていただきます。

【通知の送付時期について】

		内定通知	支給認定通知	利用決定通知
4月利用希望者	（当初申し込み期間に申請された方）	2月下旬	3月上旬 （在園児・現在待機中の方はなし）	3月上旬
	（随時申し込みの方）	2月下旬	3月上旬 （現在待機中の方はなし）	3月上旬
5月以降利用希望者		※内定通知は4月利用の方のみ送付するものです。	・当初申し込みの方は、3月上旬 ・随時申し込みの方は、申込日から30日以内（ただし3月上旬以降）	利用希望月前月上旬（例） 6月利用希望 →5月上旬通知発送

(4) その他

①退所について

次の場合には原則として、保育所を退所していただきます。退所する場合は「保育所退所届」を提出してください。

- ・保育の必要性がなくなった場合（退職、病気・ケガの完治等）
- ・支給認定申請及び施設利用申し込み虚偽がある場合
- ・無断欠席が続いた場合

- ・町外へ転出される場合（転出日の属する月の月末までは通園可能です。）
- ・期限までに必要書類の提出がない場合

※保育料を長期に滞納している場合も退所していただく場合があります。

②定員について

認可保育所には定員があります。嘉島町では例年多くの申し込みがあるため、定員を超えても一定の人数まで利用できる取り扱いをしておりますが、施設の面積や保育士の数などの基準により、利用可能人数には上限があります。この基準は、安全で健康的な保育を行うために全国一律に定められているものです。

③子どもの心身発育等で心配な点がある方は、町民課福祉係にご相談ください。

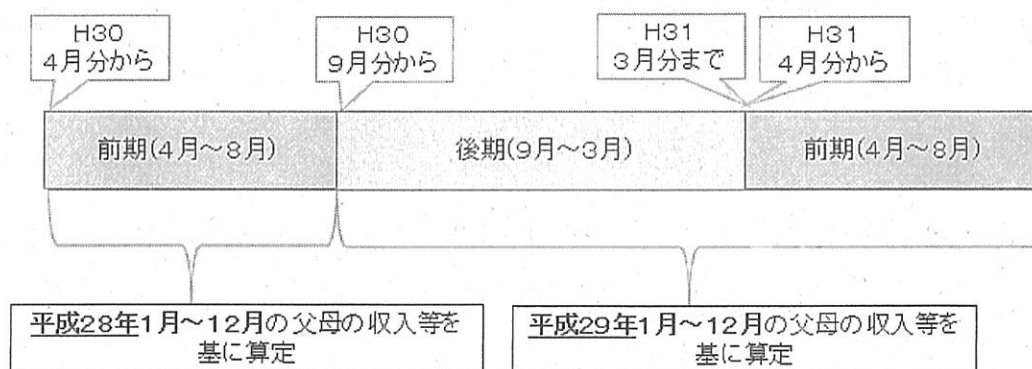
3. 保育料について

(1) 保育料の算定方法について

保育料は父母の「住民税の所得割額」で算定します。

①平成30年4月分から8月分までは、子どもの保護者の平成29年度市町村民税所得割額の合算額（平成28年1月～12月の収入等を基に算出）、9月分以降は平成30年度市町村民税所得割額の合算額（平成29年1月～12月の収入等を基に算出）を基に保育料を算出します。

【イメージ図】



市町村民税所得割額は、お勤めの方は毎年6月頃に職場より配布される「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」でも確認できます。また、父母の収入が著しく低い場合は、同居の家族の中で所得の一番高い方で算定する場合があります。

なお、税額控除（住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等）は、保育料の算定の対象にはなりませんので、控除前の市町村民税額で決定します。

②利用決定者のうち、保育料算定のための書類が未提出の方につきましては算定ができないため、最高階層での仮決定とします。

③子どもの年齢は、利用開始月にかかわらず、年度初日（4月1日）の年齢によって算定します。（年度途中で年齢が変更になっても、保育料の年度途中での変更はありません。）

【(参考) 特定保育等に係る利用者負担額表 (保育料)】

(単位: 円)

支給認定保護者の属する世帯階層区分				利用者負担額(月額)					
階層 区分	定義			3歳未満児 (3号認定)		3歳児 (2号認定)		4歳以上児 (2号認定)	
第1	生活保護法に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯			標準 時間	短時間	標準 時間	短時間	標準 時間	短時間
				0	0	0	0	0	0
第2	第1階層を除き、前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0	0
通常			8,000	7,900	5,000	5,000	5,000	5,000	
第3		所得割額48,600円未満	ひとり親等	8,500	8,400	6,000	6,000	6,000	6,000
			通常	18,000	17,700	15,000	14,800	15,000	14,800
第4		所得割額48,600円以上 77,101円未満	ひとり親等	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
			通常	28,000	27,600	25,000	24,600	25,000	24,600
		所得割額77,101円以上 97,000円未満	28,000	27,600	25,000	24,600	25,000	24,600	
第5		所得割額97,000円以上 169,000円未満	38,000	37,400	30,000	29,500	28,000	27,600	
第6		所得割額169,000円以上 301,000円未満	43,000	42,300	32,000	31,500	30,000	29,500	
第7		所得割額301,000円以上 397,000円未満	48,000	47,200	34,000	33,500	32,000	31,500	
第8		所得割額397,000円以上	53,000	52,100	36,000	35,400	34,000	33,500	

※ひとり親等とは、ひとり親家庭及び障がい児(者)を有する世帯です。



多子世帯の保育料軽減については、下記のとおりです。

	条件	カウントの仕方	保育料の軽減額
①	保育所等を利用している※1 子どもが2人以上の場合	保育所等を利用している 子どもをカウント	第2子半額 第3子以降無料
②	市町村民税所得割額 57,770円未満の世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第2子半額 第3子以降無料
③	ひとり親世帯等で 市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第1子半額 第2子以降無料
④	18歳未満の子どもが3人以上 いる場合(第7、8階層は除く)	18歳未満でカウント	第3子以降の2歳 児までは無料
⑤	非課税世帯	兄弟姉妹の年齢に 関わらずカウント	第2子以降無料

※1 幼稚園、認可保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設などに入所又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合を指します。

- ・ひとり親等は、既に軽減された金額が利用者負担額表に記載されております。
- ・平成28年熊本地震に伴う保育料減免は平成29年3月末日で終了しております。
- ・毎月1日から末日までの1ヶ月単位での利用をお願いしておりますので、在籍した月は出席日数にかかわらず1ヶ月分の保育料が必要となります。
- ・修正申告等による税額の変更、離婚等による家族構成の変更等は保育料に影響するため、直ちに町民課福祉係に連絡してください。(家族構成が変わったことにより保育料が変更になる場合は、異動の翌月からの変更とします。)

(2) 保育料の徴収方法について

① □座振替	1月～11月…毎月末日口座振替します。 12月…25日に口座振替します。(ただし、その日が土日祝の場合は、金融機関翌営業日になります。)
↓ □座振替できなかった場合	
② 納付書納入	翌月の8日前後に保育所を通じて納付書を送付します。 20日までに保育所に支払ってください。
↓ 20日までに納入されなかった場合	
③ 督促状	督促状を送付します。 督促状に記載された指定期日までに納入してください。
↓ 指定期日までに納入がなかった場合	
④ 児童手当等から徴収	児童手当等から徴収します。
↓ 児童手当等からの徴収が不能になった場合	
⑤ 滞納処分	預金や給料の差し押さえ等の滞納処分を実施します。

※認定こども園、公立保育所、地域型保育事業については、施設に直接納付となります。

4. よくある問い合わせ例（Q & A）

（利用申し込み関係）

- Q. 支給認定申請は利用申込書と別に申請書があるのですか？
A. 申請書は保育所等利用申込書と兼ねておりますので、指定の様式に記入の上、提出してください。
- Q. 嘉島町に転入予定ですが、申し込みはできますか？
A. いつの時点で転入してきますという確約書の提出を添付していただいた場合のみ受け付けております。ただし、利用希望月の前月中旬頃までに、嘉島町に住民登録をしていなければ、利用できません。
- Q. 子どもの利用開始時は就労していましたが、退職した場合はどうなるのですか？
A. 今後働く予定がない場合には退所となりますが、今後働かれる場合は求職活動申立書を提出していただければ継続しての利用が可能です。（ただし、求職中による利用は原則3ヶ月となります。）
- Q. 幼稚園の申し込みと併願してもいいですか？
A. 大丈夫です。最終的に幼稚園を希望される場合はお早めにお知らせください。
- Q. 今、会社勤めで上の子を保育所に預けていますが、今度下の子を出産する予定です。育児休業に入るのですが、上の子はそのまま通園できますか？
A. 出生届を提出の際に手続きをしていただいた場合、利用を継続することができます。ただし、短時間認定（最長8時間）となります。
- Q. 転園することはできますか？
A. 可能です。ただし、利用決定後に転園希望の保育所をキャンセルし、以前の保育所に戻るということはできませんので、ご注意ください。

（支給認定関係）

- Q. 交付された支給認定証を紛失（もしくは破損）してしまいました。どうしたらよいですか。
A. 町民課福祉係にて再交付の手続きをお願いします。
- Q. 求職活動中であることを理由に申し込みをしましたが、入所保留となりました。支給認定期間は3ヶ月ですが、3ヶ月経つとどうなりますか。
A. 求職活動中であることを理由にしての支給認定は3ヶ月で利用調整の対象外となります。
引き続き求職活動をされている方は、認定期間の終了日の属する月の20日（土日祝日の場合は直前の平日）までに認定に必要な書類（就労を開始した場合は雇用証明書、引き続き求職活動の場合は求職活動証明書）を提出してください。期限までに提出のない場合は、認定の有効期間が切れ、利用調整も対象外となります。再度申し込む場合は申込書類を改めて提出する必要があります。

（保育料について）

- Q. 年度途中で確定申告等をして市町村民税額が変わりましたが、保育料に関係しますか？
A. 保育料が変わる場合がありますので、直ちに町民課福祉係にご連絡ください。
保育料が変わる可能性がある場合は下記のとおりです。

- ①生活保護の受給を開始・終了した。
- ②家族構成が変わった。（ひとり親家庭になった、合算対象者と生計が別になった等）
- ③障がい者手帳等の交付を受けた。
- ④年度の途中で所得の申告を行った。
- ⑤保育認定が変わった（育児休業に入ったため、標準時間→短時間に変更になった等）



5. 利用申し込みに必要な書類

申し込みに必要な(1)～(3)の書類が必要です。※(4)、(5)については該当者のみ。

(1) 支給認定申請書兼利用申込書

- ・申込書は町民課福祉係で受け取るか、町ホームページよりダウンロードして取得してください。
- ・平成30年4月1日時点の状況に基づいて記載例を参考にご記入ください。空欄等不明な点があると正しい審査ができませんので、必ず全ての項目をご記入ください。
- ・兄弟姉妹で申し込む場合は、子ども1人につき1枚が必要です。(添付書類は1人分で可)

(2) 保育が必要なことを証明する書類【父母ともに必要です。】

保護者の状況(利用理由)		提出書類	備考
就 労	お勤めの方 お勤め予定の方 内職の方	雇用(予定)証明書	勤務先より記入してもらってください。
	自営業の方	雇用(予定)証明書	ご自身で記入してください。 (無給もしくは勤務時間に比べて著しく収入の低い仕事は認めません。)
	農業の方	農業従事申立書	ご自身で記入してください。 (申立内容については町が農業委員会に照会します。)
就 学	学校に通っている方 学校に通う予定の方	在学証明書及び 時間割(カリキュラム)	在学の期間、1ヶ月間の就学日数・時間のわかるものがが必要です。
病 気 ・ 介 護	保護者の疾病・障がい	診断書または調査員 (民生委員)の意見書	子どもの保育ができない旨がわかる記述が必要です。
	親族の 介護・看護	診断書または調査員 (民生委員)の意見書	介護・看護が必要で、子どもの保育ができない旨がわかる記述が必要です。
そ の 他	妊娠・出産	母子手帳の写し	表紙と出産予定日が分かるページ。(利用期間は、原則、産前2ヶ月、産後2ヶ月です。)
	災害復旧	調査員(民生委員)の意見書	常時復旧作業が必要な状態である等がわかる記述が必要です。
	育児休業中	雇用(予定)証明書 及び出産に伴う継続利用 申立書	勤務先より産前産後、育児休業の期間を記入してもらってください。 申立書はご自身で記入してください。
	求職活動中	求職活動申立書	利用決定後3ヶ月以内に雇用証明書の提出が必要です。(月48時間以上の就労が必要です。条件を満たさない場合や、証明書の提出がない場合は退所していただきます。)

(3) 個人番号と身分証明書を確認するための書類

来庁者	持参していただくもの
保護者氏名欄に記載されている方本人	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 身分証明書のコピー
保護者氏名欄の方の配偶者もしくは祖父母	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 // 身分証明書のコピー 来庁される方の身分証明書のコピー
上記以外の代理人	保護者氏名欄の方の個人番号がわかる書類 // 身分証明書のコピー 来庁される方の身分証明書のコピー 委任状

※番号確認と身元確認の完了後、それらの書類については個人情報保護のため破棄します。

(4) 保育料を算定するための書類

保護者の状況	提出書類
H29年1月1日に嘉島町に住民票がなかった方	平成29年度市町村民税課税証明書
同居の家族に障がい者手帳等をお持ちの方がいる場合	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のコピー ※保育料が軽減される場合があります。

(5) その他必要書類

同居の親族に70歳未満の祖父母がいる場合	
働いている	勤務先を申込書に記入 [農業の場合は農業従事申立書が必要]
病気	診断書又は調査員(民生委員)の意見書が必要
申し込み時点で嘉島町に住民票がない方	確約書 (利用開始希望月の前月中旬までに嘉島町に住民登録をしていなければ利用できません。)
初めて利用を申し込む方	保育料の振替を希望する口座の通帳と銀行届出印

※保護者以外にその家庭に子どもの保育ができる方(同居の70歳未満の祖父母等)がいる場合でも、保育所等の利用はできます。(ただし、選考順位には加味されません。)



《お問い合わせ先》 嘉島町役場 町民課 福祉係
〒861-3192
上益城郡嘉島町上島530
TEL 096-237-2576 (直通)
FAX 096-237-2359

嘉島 太郎

[illegible]

	【父方】	【母方】
祖父母の状況 (別居の祖父母は必ず記入してください。) ※同居の祖父母は記入不要です。	住所	住所 熊本市〇区〇〇〇・・・番地
	祖父氏名 (歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他	祖父氏名 役所 祖父男 (59歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他
	祖母氏名 (歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他	祖母氏名 役所 祖母美 (57歳) 就労・病気・無職・死別・離婚・その他

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他 () (具体的な状況(疾病・介護の状況など))	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他 () (具体的な状況(疾病・介護の状況など))		
希望する利用時間	利用曜日 月・火・水・木・金・土・不定期	利用時間 8 時から 18 時まで	
支給認定証発行希望の有無	☒ 希望しない(→支給認定通知書を送付します。) ☐ 希望する		

○「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

④利用調整に係るアンケート【※必ずお答えください。無記入の場合は点数として反映しません。】

1 町立幼稚園と併願している。	はい	いいえ
2 世帯の生計中心者が失業している。	はい	いいえ
3 前年度保育所の申し込みを行ったが、6ヶ月以上待機児童として利用を待っている。	はい	いいえ
4 前年度きょうだい同施設の利用が叶わず、現在別々の施設で利用している。	はい	いいえ
5 公的機関の自立支援プログラム等を利用している。	はい	いいえ
6 保護者が送迎をする手段が徒歩又は自転車のみである。	はい	いいえ
7 保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として、ハローワーク等に求職登録している又は就労予定である。	はい	いいえ

*市町村記載欄

受付年月日	平成 年 月 日
-------	----------

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)		☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
平成 年 月 日認定		
支給 (利用) の可否		支給 (利用) 期間
可・否 (否とする理由)		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型 利用施設 (事業者) 名 ☐ 認定こども園 [☐ 連 ☐ 幼 (☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保 (☐ 保 ☐ 幼) ☐ 地 (☐ 幼 ☐ 保)] ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 地域型 [☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事]		
備考		

*施設記載欄 (施設 (事業者) を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	平成 年 月 日
-------	----------

施設 (事業者) 名	(事業所番号:)
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
利用契約 (内定) の有無	有 (契約・内定 (平成 年 月 日契約 (内定))) ・ 無
備考	